

小学校1年生の歴史社会学

—明治期・大正期における「初学年」の取扱いに着目して—

Historical Sociology of the First Grade in Primary School :

Focusing on Handling of the First Graders During the Meiji/Taisho Era

有本 真紀*

ARIMOTO, Maki

【要旨】 本稿は、「小さき存在が児童になる過程」、すなわち「学校的社会化」がいかに成立してきたかを明らかにする歴史社会学研究である。「児童になる」ことは数年をかけて継続的に達成されていく過程ではあるが、とりわけ入学直後に重点が置かれる。そのため本稿では、小学校1年生の時期に照準を定め、その歴史性を問う。明治・大正期、すなわち学校教育の黎明期から確立期において、学校への新規参入者をいかに扱うべきかを述べた言説が児童をどのような存在として捉えていたか、学校という組織が彼らに何を最初に教えようとし、保護者にどのように働きかけて「学校的社会化」の協力者として取り込んでいったかを明らかにする。随時入学の等級制であった学期制から、1年進級制、学年学級制、入学時期の統一などの制度変革を経て、1900年代に入ると、「白紙」であるがゆえに特別な取扱を要し、最も重要な過渡期にある「初学年」という新たなカテゴリーが創り出された。それと同時に、初学年の教師、初学年の保護者という人びとをも生み出しながら、大正期末までには、入学前の予期的社会化を推奨する言説が世に溢れるようになったのである。その歴史をたどることを通して、現代において「児童になる」子どもたちが経験する「歴史的な身体」の不可避性と、「学校的社会化」概念における歴史研究の必要性を示したい。

キーワード:

学校的社会化、新規参入者、学年学級制、予期的社会化、小学校教師、保護者

* 立教大学文学部教育学科

1. 問題の所在

1.1 新参者の社会化

集団が新参者を迎え入れ、参加させ、成員に仕立てていくことは、当該集団全体の存続や盛衰にも関わる事態であり、いかなる集団においても極めて重要な課題である。たとえば、新しい家族が加わること、会社に新入社員を迎えること、チームに新たなメンバーを入れることは、その集団を構成する人びとにとって大きな出来事である。そうした事情から、新参者をそれまでとは異なる存在に仕立て、集団へと帰属させるために、当該集団独特の婚礼、洗礼や得度式、割礼や成人式、入社式や戴帽式などの多様な通過儀礼が行われてきた。

だが、通過儀礼によって集団内に受け入れられたとしても、新参者は当初から既存の成員とまったく同等の地位や役割が与えられるわけではない。その参入を許し、祝う儀式において注目を集める主役とされた新参者も、儀式が終わるや否や周縁的な存在であることが露呈する。新参者が参入するそれぞれの集団には、すでに厳然としたルールや生活様式、どのように考え感じるべきかを含む共同的な慣習があり、まさにそのことによって集団が成り立っているからである。新参者は、それらを十分に身に付けるまで、周縁的な存在であることを甘受しなくてはならない。いかに温かく、喜びをもって新参者が迎えられたとしても、むしろその特別扱いこそが、新参者が周縁的存在であることを示している。

また、新参者の加入は多くの場合当該集団にとって益することではあるが、新参者が円滑に集団に適応し、成員になっていくことができない場合には、当該集団にとっての逸脱者となり、集団全体を危うくする脅威にもなりかねない。そのため、新参者を受け入れる集団には、新参者を周縁的存在から当該集団の成員へと社会化していくことが不可欠となる。一方、新参者は不完全な成員として周縁的な位置を与えられるとともに、成員性を獲得すべく社会化を施される存在であり、彼らには既存の成員が培ってきた知識、技術や方法、心構えなどを身に付ける義務が課されることになる。

バーガーとluckマンは、「社会化」を「社会ないしはその部分の客観的世界のなかへ個人を包括的かつまた調和的に導き入れること」と定式化し、それを「第一次的社会化Primary Socialization」と、「第二次的社会化Secondary Socialization」とに区別して提示した。前者は、「個人が幼年期に経験する最初の社会化」であり、後者は「すでに（第一次的に：引用者注）社会化されている個人を彼が属する社会という客観的世界の新しい諸部門へと導入していく、それ以後のすべての社会化のこと」だとする（Berger and Luckmann 訳書2003：198-199）。

本稿が扱う小学校1年生は、それまで家族を中心とする養育者が担い手となって行われてきた、言語や基本的な生活習慣を身に付けていく第一次的社会化を経た子どもが、学校という社会の新しい部門へと導入される、第二次的社会化を最も濃密に経験する時期である。

1.2 「学校的社会化」過程における小学校1年生

北澤毅は、『『社会化』が、小さき存在が〈人間（ある言語共同体のメンバー）になる〉過程を指示する概念であるのに対して、『学校的社会化』は、小さき存在（すでに一定の社会化が達成されている存在という意味で『子ども』といってもよい）が〈児童になる〉過程を指示する概念」と位置づけた（北澤2010：7）。その上で、「学校空間のなかで身につけなければならない特殊なふるま

いや思考パターンを……子どもはどのように獲得して児童になっていくのか」を問うのである¹。

この「学校的社会化」概念は、小学校1年生のみに限定されるのではなく、小学校入学に向けての予期的社会化として、幼稚園・保育園や家庭で行われる営みも含む。とりわけ、5歳児クラスの後半にさしかかると、「もうすぐ1年生なんだから」という前置きつきで、小学生になったらどうすべきかが教えられたり、学校の規範から逸脱したふるまいをたしなめられたりする。また、2年生になれば「あなたたちは1年生のお兄さんやお姉さんなのだから」と、新1年生の手本となる規範的な行動が求められ、6年生は「最高学年として」相応しいふるまいができるかどうかという観点から評価される。その全過程およびそこからの逸脱を「学校的社会化」の視点から捉えることで、何が児童的なふるまいであり、それはどのようにして実践され身に付けられているのかを明らかにするのみならず、社会化とは何かという大きな問いにも迫りたいというのが「学校的社会化」研究の視座である。

とはいえ、集団行動が取れない、授業中自席に座ってられないなどのいわゆる「小1プロブレム」が社会問題化し、それへの対策として「幼保小連携」や「滑らかな接続」が言われるように、小学校1年生というのは「児童になる」過程において特別な注意や対応を要する時期と見なされている。そして、第二次的社会化の営みが職場や結社などそれぞれの集団ごとに多様に存在するとしても、現代の日本において「児童になる」こと、とりわけ「小学校1年生になる」ことには、地域や学校設置主体の違いを超えた共通性が存在する。

すなわち、彼らは新しい学用品や机を与えられ、登下校の際には新入生用のカバーをかけたランドセルを背負っている。そうしたモノや外見にも増して重要なのが、学校にふさわしいふるまいを習得し、実践できるようになるべき存在であるという共通理解である。そのふるまいとは、たとえば、授業時間には姿勢よく座り静かに話を聞いて、発言したい時にはピンと手を伸ばして挙手し、指名されたらはっきり「はい」と返事をして立ち、椅子を机の中に入れてから答える、クラスで移動する際にはきちんと整列し、体育館や運動場では素早く集合して体育(三角)座りするなどのことである。

これらのふるまいは、普通、入学からそれほど長い時間をかけずに身に付けられる(身に付けさせられる、身に付けるべき)ことだと考えられている。だからこそ、そこからの逸脱現象を「小1プロブレム」と称したり、逸脱する児童を「困り感のある子ども」「発達障害」といった括りで捉え、幼稚園・保育園での教育・保育や家庭教育、児童本人に原因を帰属したりするのである。あるいは、逸脱現象の原因が小学校の教師に求められる場合には、「学級崩壊」や「指導力不足」と呼ばれ、問題視されることにもつながる²。つまり、小学校1年生になること／することは、子ども本人だけでなく、周囲の大人たちにとっても大きな緊張を孕んだ事態なのである。

そのような事情から、どの学校においても、「児童にする」ための指導、言い換えれば「学校的社会化実践」は、入学式直後から展開されている。1年生の担任経験をもつ小学校教諭に、入学式直後の教室で行う初めての指導(通常保護者が参観する)について尋ねたところ、何人かから同じ展開が返ってきた。クラス全体と挨拶のやりとりをして挨拶ができたことを褒め、今日から〇〇小学校の1年生になったこと、先生はみんなに会うのを楽しみにしていたことを告げて、これから楽しく遊んだり勉強をしたりしましょうなどと話し、児童たちに「みなさんが入学したのは何という小学校ですか」「1年何組ですか」「先生の名前は何かですか」(担任は入学式で紹介され、教室でも自己紹介している)と質問するという。地域が異なっても、まさにIRE連鎖³として知

られる典型的な教室談話の形式が実践されているだけでなく、同じ状況で同じ質問と応答がなされていることに驚く。さらには、この一連の質問を含む指導方法はネット記事でも多く見ることができ、全国で実践されていることがわかる。

ここでは、こうした実践の画一性を問題にしたいわけでも、小学校への円滑な移行方法を考察したいわけでもない。むしろ、私たちの社会が小学校1年生に対する共通認識をもち、教師たちの中で、学校という場に新たに参入してくる子どもたちを成員にしていく方法が共有されていることに着目したいのである。

1.3 「学校的社会化の歴史」への視座

さて、少しでも日本教育史を学んだ人であれば、1872 (M5) 年に開始された近代学校が等級制をとっていたことを知っている。学制期の小学校には下等小学と上等小学があり、各8級、計16の等級からなっていた。就学率の伸びは緩やかで、文部省公式統計で男女ともに90%を超えるのは明治30年代後半であり、小学校令期には就学猶予や就学免除、つまり学校へ行かないことが制度的に認められたことも知られている。つまり、6歳になれば自動的に小学校1年生になる、という就学慣行はなかったわけである。

それでは、現在のような就学慣行がない時期に、小学生になるという事態はどのように受け取られてきたのだろうか。特に、教師たちは新参者をどのように受け入れてきたのか。現代において特別なまなざし、扱いの対象である「小学校1年生」は、いつ誕生したのか—しかし本稿は、こうした素朴な疑問に答えることを主たる目的としていない。

新参者の扱いは、当該集団が新参者をどのような存在とみなしているか、彼らをどう育てるべきか、という観念の表れである。一例を挙げよう。徒弟制の世界で、大工を志そうとする者が棟梁の下に弟子入りを許されたとする。その日から住み込みの修業が始まるが、棟梁は何も教えず、何も仕事らしい仕事をさせない。ただ棟梁や兄弟子と生活を共にして、当の仕事とは関係ない雑用を与えられたり時に怒鳴られたりしながら、「雰囲気や何やからその職業のさまざまを身につけていながら」弟子は大工の身体をつくっていく。棟梁が削った鉋屑を1枚くれて、「これと同じ様な鉋屑を削れるようにしろ」とだけ言われ、ひたすら刃物を研ぎ、ただただそこに浸りきることが修行だという(小川2011: 32-37)。具体的に教えずとも、棟梁の削った鉋屑を見て自分でそれに近づくことのできないような弟子は、大工として一人前にはなれないと考えられたのである。このように、棟梁による弟子の扱い方の中に、新参者とはいかなる存在であるかという観念が読み取れる。

ここから敷衍すれば、新参者の扱いを通して、学校が児童をどのような存在として捉えていたかを明らかにできるであろう。加えて、徒弟制との根本的な違いは、学校ではこれから行うべきことについて予め指示や説明がなされることである。つまり、新参者に伝えられる事項は最小限かつ直ちに守るべき学校の規範そのものであり、そこから学校という組織が何を最小限の規範に据えたのかが読み取れるのである。また、児童になるという事態は子ども本人への働きかけだけでは達成されない。そこには必ず保護者、家庭がかかわるのであり、学校がどのように家庭に働きかけて、第一次的社会的担い手でしかなかった保護者を「学校的社会化」の協力者として取り込んでいったかを明らかにすることもできよう。さらには、学校がいかなる場所であり、そこでどのようにふるまうべきかを、社会としてもある程度共通認識しなければ「学校的社会化」が

普遍的な現象とはなりえない。それゆえ、新参者の扱いは、全国に広がる組織である学校の浸透度をも反映していることになる。

このように考えると、「学校の社会化」論は小学校1年生の歴史を社会的に捉えてこそ精緻化されることがわかる。そこで本稿では、明治期から大正期にかけての新入学児童の取扱をたどることで、前段の課題群に迫りたい。

当然ながら教師－児童間の相互行為を観察することはできず、当時の教師、保護者はもちろん、児童であった人からの聞き取りも困難であり、その入学時の記憶に期待することはできない。主な手がかりとなるのは、主に教育関係者が著した教員向け、保護者向けの書籍や、小学校教員を讀者とした雑誌のうち実践の様相が記された記事である。それらは、必ずしも実際になされた指導を表しておらず、理想や信念が述べられているかもしれない。だが、出版文化の重要な担い手であった教師たちが、自らの属する職業集団と啓蒙すべき対象に向けて発した内容は、実践であれ信念であれ、くり返し言及されることで教師集団の知識として蓄積され、その後の実践に影響を与える。また、学校に適応的な子育て経験を子育ての新参者に供することを目的とした書籍は、親を「学校的社会化」の担い手へと育てる役割を果たしたと考えられる。

そのため、本稿では新入学児童に関する新たな言説の出現と蓄積に注目しつつ、関連史資料を読み解くことで、「小学校1年生の歴史社会学」を紡ぎたい。大正期までに限るのは、後述するように、大正期末までにはおよそ現代に近い言説が出現し、蓄積されているからである。

なお、近年、子どもはいかにして「児童になる」のかという問題関心から小学校1年生の教室をフィールドとして継続的に調査を行い、そこで起きる相互行為を分析する研究が積み重ねられている (eg. 石黒2016、小野2018、鶴田2018)⁴。しかし、歴史研究として小学校1年生、新入学児童にフォーカスした先行研究というべきものは未だ存在しない。

2. 明治前期における小学校への入学

2.1 入学するということ

近世の教育機関では、随時受け付けられる入門に際して師匠と弟子の関係を結ぶための個人的な儀礼が行われていた。この勉強開始の儀礼は、寺子屋であれば「寺入り」「坊入り」「坊入れ」、藩学や私塾では「束脩そくしゅう(の礼)」といわれ、重んじられた。いずれも、子どもと保護者が酒、赤飯、煮しめなどを携え、礼装で師匠宅や寺を訪れて師弟の契りを交わした。また、先に入門していた寺子たちにも、半紙や菓子を配って挨拶をした。

学制が頒布され近代学校制度が始まって、小学校への入学は名称も実際も近世を引きずっていた。次の引用は、1877 (M10) 年に茨城県の小学校へ入学した男性の回想である。

就学の期日は現在の様に一定した日を以て入学式など形式にも行ふ訳ではなく、各自が吉日を選んで勝手勝手の時に入学をした者である。／此の入学の事を当時は寺子屋式に「坊入」といって赤飯や煮しめなどを重に詰めて之を行器に入れて、それに上酒一升を併せて持参した者であった。坊入があれば……生徒も大分喜んだものであった……一握ではあるが赤飯の分配があり、それに稽古は休みになるからであった。(『茨城県教育史』上1980：364)

ここからは、教師の新入学者への対応は不明だが、いつ入学するかは児童側の都合で決まり、入学者があれば「稽古」と呼ばれていた授業は中止されたことがわかる。

明治前期に発行された書籍中、「入学」について触れているものは多いが、そのほとんどが入学願の雛型と、知人またはその子どもが入学したことを祝う書状の文例である。入学願では住所と子どもの氏名、何歳何か月であるかを明記し、「右者何区小学校へ入学仕度御規則厳重ニ相守候間奉願候也」(金山編 1879: 27-28)といった一文を添えて、「証人」の身分、日付、氏名を書き、押印する形が標準である。本文には若干のバリエーションが見られるものの、いずれにも生徒心得等の規則を遵守する旨の誓約は共通している。

こうした文例を掲載した書籍の多さに比して、新入学者に言及したものは極めてわずかだが、以下に挙げる書籍は非常に興味深い。まず、安場正房による『小学授業要論』(1875)は、管見の限り新入学者の扱い方について述べた最初の書物である。安場は鳥取出身で、1874(M7)年6月に東京師範学校小学師範学科を卒業した人物である。同書の「生徒入学ノ節教師心得ノ要件」は、次の5件からなる。

- 第一條： 教師ノ小兒ヲ処スル初メハ和ヲ三分ノ二トシ厳ヲ三分ノ一トスベシ而シテ小兒ヲシテ学校ニ出ルヲ樂トナスニ至ラシムルヲ要ス
- 第二條： 凡ソ小兒誘導ノ法タル最初ニハ先ヅ其行状ヲ正スヲ以テ主トシ(後略)
- 第三條： 小兒ニ善悪ノ習慣ヲ附スルモノ多クハ其始メニ基ク且小兒ノ諸悪弊ヲ矯正スルモ皆此時ニアリ故ニ教師タル者誘導ノ始ヲ誤マルトキハ後來如何トモシガタキニ至ルベシ
- 第四條： 入学ノ始メハ小兒諸事ヲ解セザルコトナレバ教師タルモノ度々反復詳細ニ告諭スベシ
- 第五條： 小兒ノ姓名ヲ暗記セズレバ授業ニ差支アリ故ニ初メハ先ヅ其姓名ヲ各生ノ案上ニ張りテ一時ノ阻礙ヲ防グベシ
(安場 1875: 22-23)

最初は子どもに厳しさより和やかさを多くして接し、学校に来ることが楽しみとなるようにすること、まず行状を正し悪弊を矯正すること、くり返し教えること、子どもの氏名を覚えなければ授業に差し支えるので、各生徒の机の上に氏名を貼ることを勧めている。本書は、学制頒布からわずか3年、学校の看板を掲げても内実は寺子屋がほとんどであった時期に、「多生ヲ一斉ニ導クコトハ授業法ノ一大主要ナレハ同級ノ生徒ヲシテ皆同一ニ業ヲ受ケシムルヲ要ス」(安場 1875: 18)と、一斉教授法の何たるかを伝えることを主眼に置いている。その中で新入学生扱いを独立した項目として言及し得たのは、原則として年二回、時を定めて入学を許す師範学校附属小学校の授業を念頭に置いてのことと推測される。なお、ここでは「小兒」と「(入学ノ)初(始)メ」の語が使用されていることに注意しておきたい。

次いで注目に値するのは、保護者向けに編まれた見開き11ページの小冊子で、「明治小学校雑務係」岡部喜武郎が著した『父母心得草』(1881)である。その第一には、「子弟を入校せしむるもとは兎角面倒なるやうに思ふものもあるよしなれとも至て手軽きこと」で「学校へ連れ来れば……よきに計ふなればそれにて入校ハ済なり」と、入学手続きが簡単であることを述べる。入学させれば、「子供の行儀など正しく」なり、4~5か月で「府庁より御賞状をも戴く様になれるものハ

これ全く教師の骨折といふべきなり^{しかのみ}加之ならず初級生徒を教育するハ最大切⁵であるから、「学問の年度を誤らざる様入学」させるようにと強く就学を勧める。「子守をさせ遣ひ歩行に追廻し」て学校へ行く時期を失するのは父母の道理に背くというのである（岡部1881：2-3）。

一方、石崎政汎著『小学生徒必携学問の仕方』（1888）は、「小学生徒の心得べき必要の条件及び各学科に於きて注意すべき事項を記録」した冊子で、生徒自身の備忘録、また教師が生徒を教授するための参考書を意図して書かれている。「入校」の項では、幼稚園で3～4年の保育を受けた後に小学校へ入学するのが望ましいとして、まず入園手続きを説明する。次いで、小学校入学も「別に六ヶ敷手続きを要せず、大抵幼稚園に入る時と同じ、若し自分にて書くこと能ハざるものは、其の学校にて書いて貰ふべし、決して遠慮するにハ及はず」と、手続きは簡便で代書の依頼もできるという。逆に、「自分勝手にて帳面を作り、草紙を造り、手本を求めなどするハ無益なることなり、書籍器械其の外入用なりと思ふものハ、能く教師に問ひ尋ねて、然る後整へて差支なし」と、勝手な入学準備を戒める。入学時期については、「学年の始めか、終りの時にすべし、之れに頓着せぬもの多けれどそハ大なる間違」と述べている（石崎1888：1-4）。

そもそも、こうした啓蒙書を読みこなせる親がどの程度いたのか疑問だが、当時の知識層ともいえる読者に向けて、岡部や石崎が入学後の注意に先立ってまず就学督励から書き起こし、入学手続きの容易さを懇切に説かなければならなかったところに、明治前期において小学校入学がいかにかハードルの高いことであったかが読み取れる。

2.2 学年学級制への移行と一斉入学

石崎（1888）が理想の入学時期を「学年の始めか、終り」と述べたのは、この数年前に制度の変更がなされていたからである。1885（M18）年12月の文部省達第16号により、「公立小学校ニ於テハ修業年限一箇年ヲ以テ一学級トスヘシ」と、一等級の標準修業期間がそれまでの半年から1年間へと変更された⁶。これは、松方デフレによる緊縮財政の影響で教員数を抑える効果が期待されたためともいわれるが、現実には一教員が複数の等級を教える「合級」、等級にかかわらず生徒全員を一人の教員が指導する「単級学校」が多く存在した⁷こと、実際に入学してくる時期はまちまちであったことを考えると、実質的な影響はさほど大きかったとも思えない。

しかし、学修期間1箇年が制度上の標準となった意味は大きい。半年も経たない間に及第者と落第者がふるい分けられ、頻繁にメンバーの入れ替えが行われていた状態に比べ、集団の安定性が高まったからである。さらに、1886（M19）年の小学校令に基づいて「小学校ノ学科及其程度」が定められたことで、教育課程は全国的統一の方向へ進み始める。この時期から、教師には「年間を通しての教授」という概念が生まれ、教科ごとに年間の教材を配当した「教授細目」が作成されるようになった。

また、生徒は「〇年級」という名称で区分されることになり、学制期・教育令期は最上級を「第一級」としたのに対し、第一次小学校令期になると最下級の「尋常小学校一年級」から進級するごとに数が増えていく方式へと変わる。「第一年生ヨリ証書ヲ授与ス」（鳥取県旭日尋常小学校学校日誌、1889年7月6日）のように、「〇年生」という呼び方も登場している。この変更は後の学年学級制、さらには年齢と学年との厳密な対応関係を準備することになった。

1891（M24）年、文部省令第12号「学級編制等ニ関スル規則」により、等級制は廃止されて学級制へと移行した。ただし、ここにいう「学級」とは、「一人ノ本科正教員ノ一教室ニ於テ同時ニ教

授スヘキ一団ノ児童ヲ指シタルモノニシテ従前ノ一年級二年級等ノ如キ等級ヲ云フニアラス」と規定された、児童数（公立の尋常小学校で70人、高等小学校は60人、私立の尋常小学校では100人、高等小学校で80人）を基準に編成された集団であった。つまり、学力を基準として「等級」に分類されていた子どもたちが、能力差、学力差、学年、年齢差にかかわらず「頭数」によって「学級」にまとめられることになったのである。

学級編制規則施行以後、教師たちはこの均質性に欠ける「学級」という単位を集団としてまとめることに注力するようになる。その中で「学級」は、1年ないし数年間を一人の教師の下に同じ空間で同じ時間を経験し、「協同心」を強めつつ「生活を共にする集団」という性格を強めていくことになる。

一年進級制に移行しても、しばらくの間、学年度の始期終期は地域や学校種別によって異なっていた。これが、1892（M25）年から小学校は全国的に4月1日始まりへと統一、施行されることになった（佐藤2005：109-110）⁸。随時だった入学時期も4月1日に固定されると、入学式が年間学校行事に組み込まれていく。それは小学校での卒業式開始より10年ほど遅い、明治30年前後のことである。就学児童を増やすにはいつでも受入れ可という姿勢を廃して入学時期を一律に定めるのは、他ならぬ児童のためだと認識されているのも注目に値する。それは、「学級編成上に、不都合なきよう」にするためであり、「学期（引用者注：現在の学年にあたる）の半に於て、尋常一年に入学せしむるは、教育上其の児童に弊害を与ふる」（日下部編1896：21）からなのである。

3. 新たなカテゴリー

3.1 「初学年」の出現

こうした制度に基づく変化が新入学者についての言説に影響を与えるのは、ちょうど世紀をまたぐころである。このころになると、尋常小学校への入学直後の数日が教授にも訓練にも極めて大切な時期であることが説かれるようになる。

心理学者の高島平三郎が中心となって1898年に創刊された月刊誌『児童研究』では、「児童が学校に来れる第一日は、これ將に学校の習慣を受けんとするところの第一日」と位置付け、教師に向けて次のように注意を喚起する。

殊に始めて小学に入学する児童は毫も、疑惑なく、又何事にも感じ易く、且つ他を模倣するの傾向大なるものにして、恰も工人の掌中に於ける粘土の如く、その為す所に従ひて、種々の形態を取るものであれば、入学の日はこれ実に教育的習慣養成の第一日と謂ふべし。今や漸く新学年に向ひ、愛すべき児童の新たに学校生活を始めんとするもの多し。されば教育者は各自適切なる法案を立て、入学の日を待つ覚悟なかるべからず。

（「入学の日と児童」『児童研究』第1巻6号1899.4：39）

安場（1875）においても「入学ノ始メ」は重視されていたものの、この記事では新入学児童を「工人の掌中に於ける粘土」、すなわちいかようにも形を変化させ得る存在と見做し、それゆえ教育者は適切な法案を準備し、彼らを迎える覚悟をしなくてはならないとされる点が大きな相違である。これは、一斉に入学して来る児童への対応が教師にとって重大な関心事になってきたこと

を示している。

第三次小学校令(1900)期に入ると、そのことを明確に示す書籍が登場する。その端緒と見られるのが、相次いで出された2冊、横山栄次『小学校初学年』(1901)と鈴木新一郎『小学校初学年児童教育』(1902)である。

当時北海道師範学校長であった横山は、「初年ノ児童ハ白紙ノ如ク」「可憐ニシテ無邪氣」と評し、「家庭ノ生活ヨリ学校生活ニ移ルノ過渡」の時期にある「初学年ノ教育ハ小学教育ノ基礎ヲ作ルモノ」だとする(横山1901:1-3)。そのため、「最初ノ一二日間ハ、特別ナル授業ヲ始ムルコトナク、先ヅ児童ヲシテ学校ノ習慣ニ馴レシムルコトヲカムベシ、即チ教室ノ出入、携帯品ノ整理、教師ニ対スル応答、及児童ノ姓名等、教授訓練ノ準備トシテ必要ナル事項ヲ教フ」(同:76-77)べきだとする。また、栃木県師範附属小学校教員の鈴木が、「初学年に関する事柄は細大漏らさず逐一解釈」(鈴木1902:序、ページ数なし)して著した『小学校初学年児童教育』の第一章「初学年教育の要旨」は明らかに横山の書を参考にしており、重複した表現も散見される。

『児童研究』誌上に「教師が新入学の生徒を如何に取扱ふべきかは、外国などに於ては余程早くより注意せられた問題であるが、我国では此問題に留意するやうになつたのは割合に近來のこと」であり、「二三の教育者にて、新入学生即ち尋常一学年の児童をいかに教育すべきかを自己の経験に基づいて著述し公にせられた者もある」(松本1903:41)と言及されているのは、おそらくこの2冊を指すと思われる。

ここで注目しなければならないのが、「初学年」という新たな名称である。ある人々を指す名称が出現するのは、彼らをそれ以外の人々から分類することに基づいている。ハッキングによれば、「分類というのは、単に言葉の上だけの操作ではなく、さまざまな制度、しきたり、さらには、他の事物や人々との実質的な相互作用の中で遂行される作業」(Hacking 訳書2006:72-73)である。学制以来、常に初めて小学校に通う子どもは存在し続けたわけだが、学年学級制や学年度などの制度が整う中で、新参者の集団と教師との相互作用が積み重ねられるに従って、明らかに他の児童から分類すべき者たちとしての「初学年」が生まれたのである。つまり、ここに至って「初学年」という、ハッキングの言う「人間の種類 human kind」(Hacking 1999=2006)が作られたことになる。

この、初学年という種類は、堺栄之介によれば「家庭に於ける自由の生活」即ち「単純にして、不規則なる関係に於て、自由なりし習慣」の中にあつて、「父母の愛情主となり……兄弟姉妹の関係も平等ならず、其間侵すべからざる一定の関係あることなし」という生活を送ってきた者たちである。また、そこから「自他対当にして其自由に任せぬ」「学校に於ける規律的生活」「共同の秩序」へと足を踏み入れたばかりの者たちでもある。そのため、「若し此変化をして急激ならしめ、軟弱なる児童を捕へて厳格なる規律に服せしめんか、之が為めに心身の発達を妨げ、彼らをして学校を嫌忌するに至らしむ」(堺1905:3-4)ことが懸念されるのである。

この懸念を払拭するには、初学年児童の心的状態を知る必要があるとされる。そこで挙げられるのは、彼らほど「天真爛漫にして可憐なるものはなく」「心の純白」(大川・福田1909:1)な存在はなく、「直観の働きと想像作用が盛ん、記憶の多くは機械的で、注意は一時的にして微弱、自我は狭隘で利己的、活動性に富むも意志未だ強固ならず」(堺1905:5-20)といった特徴である。無論、こうした特徴は児童心理への関心の高まりや児童観の変化に伴って見出されたのであるが、それは「初学年」という分類によってはじめて可能になった語りであった。

3.2 初学年の教師

「初学年」という特異な種が作られると同時に、彼らを「取扱」う担任教師にも、他の教師とは異なる特別な地位が与えられる。何しろ、従来は「技量ある教師は寧ろ高等なる学年の生徒を教授する有様で、比較的劣れる教師が下級を担任することが行はれた」（松本1903:41）ために、「下級受持ノ教員」は「自ラモ其地位ノ卑キヲ恥ヂ、他モ亦之ヲ侮ル」（槇山1901：2）状況だと認識されていた。だが、「白紙」の如き初学年児童を、「すでに書かれた紙」の如き後年の児童と対比するとき、「未汚レザル白紙ニ向テ第一ノ筆ヲ下ストキト、既ニ汚レタル紙ニ向テ執筆スルトキト、孰カ愉快ニシテ、孰カ大切ナルカ、此愉快ニシテ大切ナル教育ヲ嫌忌シ、強ヒテ高キニノミ就カントスル教員ノ滔々風ヲナスハ実ニ怪訝ニ堪ヘザル」⁹（槇山1901：2）ことに映る。

この「大切ナル教育」を行う初学年の教師には、以下のような理由から「最も熟練せる良教師を選ばねばならぬ」と主張される。

- 一 幼児は模倣性特に強きを以て教師の言行をに直ちにまねること。
 - 二 幼年児に対しては必ず直ちに此くの如くせよといひ得る言行なかる可からず。
 - 三 教師不良なるか無学なるか其の他何らかの欠陥あらば其の特質はやがて幼児の習慣となりて改め難きに至るべし。
 - 四 今日の准教員などには五十音が正しく書け正しく発音し得るものは幾人もなかるべし。
- （『幼年級の教師』1904『日本之小学教師』第6巻第65号：50）

さらに、「初学年の教師」に「必要な資格」として、たとえば次の諸点が求められる。概略を示せば、「第一は児童に対する興味を有すること。気短かでないこと。幼児の家庭生活の状況を委しく知つて居ること。父母の愛そのものの味、子の可愛さを知る、我子を育てた経験のある教師。教育の学及術に特に精通熟練なること。つまり、明日教壇に立つてどう教へるかと云ふ準備ばかりに遂はれる様なことではなく、心理学、生理学、児童学、論理学、倫理学、社会学等の原理の研究を心掛けて、さて之を活用するので無くてはならぬ。発明工夫の力に富むこと。児童の用語に通ずること。遊戯唱歌及図画に堪能なること。児童と共に遊ぶこと」（竹下1910：3-16）である。

大元茂一郎も、この竹下の書の他に、先に引用した堺（1905）、大川義行『初学年を主とする大教授法』（1910）を参照した上で、『尋常小学初学年教授法』の第一章に「余の要求」する「初学年担任教師の資格」を3点挙げている。以下がその抜粋である。

- 一 円満なる人物にして且つ児童に興味を持つて居ること：精神の知的方面も、情的方面も、意的方面も、ともに円満に発達せること、殊に情の平穩なること。円満なる中に崇高偉大なる点がなくはならぬ。よく児童を好くこと。
 - 二 手腕あること。学力のある殊に技能に堪能なる、而して教授法の巧みなる人（教授にも訓練にも其基く所の原理の研究が必要。殊に児童心理には精通するを要する）。
 - 三 経験に富めること。経験があつて取扱になれてゐること、更に自分に子供を持つてゐる様な人。校長か主席かが受け持つとよいと思ふ。特に人格の優秀にして感化力の偉大なる教師を歓迎する。
- （大元1912：4-10）

これらの記述がどれほど現実とは乖離した高い理想であったにせよ、初学年に適していると思われる教員の特性が列挙され言及が積み重ねられることで、初学年の教師像が出来上がっていく。その中身が小学校教師全体の理想像と重なっていたとしても、まさに「初学年教師の資格」として記述が繰り返されていくことが重要である。なぜなら、その「人間を分類する仕方が、分類される当の人間と相互作用を及ぼしあう」(Hacking 訳書 2006: 72) のであり、「ある分類は、人に知られると、あるいはその分類に関わりをもつ人に知られると、制度の中で作用し始め、その人自身が何者であるかについての個人の経験を変え……その人自身の感情や行動を変化させる」(同書: 238) からである。すなわち、「児童のとりおとした大小便も教師自身で始末してやる」(大元 1912: 7) のは、「下級ノ受持教員」として恥を忍んで仕方なく行うのではなく、人格優秀な「初学年の教員」ならではの崇高な仕事、誇りをもって行う聖なる職務となるのである。

初学年の教師に対する関心の高まり、あるいは啓蒙の意図が感じられるのが、『日本之小学教師』1904 (M37) 6月から8月の3号にわたって連載された「各小学校初学年教育の実際」である。「初学年の教育は校長教員の特に意を用ゆべき所なるを以て天下の各小学校校長は如何に此点に留意せらるゝか、如何なる教員に之を担当せしめつゝあるかを調査」(66号: 23) し紹介する目的で、同誌記者が東京高等師範学校附属小学校および東京市内の公立私立小学校、合計13校の初学年を参観した探訪記となっている。企画としては、同年5月号から始まった長野県の池上誠による連載「小学校の初学年に於ける教授の実際」に合わせたものと推測される。

記事は学校によって記述の分量、内容ともにまちまちではあるが、学級編制の方針、初学年教育の留意点、参観した授業の様子などが記されている。注目されるのは、担任教師の氏名、出身学歴、前任校、月俸、指導に関する批評、人物についての短評などが記されていることである。「就任後満四ケ年に至るも、未だ曾つて一日も欠勤せしことなしといふ、児童の扱ひ振り、懇切にして初学年の教師としては尤も適任なり」(66号: 25)、「言語高調にして、授業中余り同一の言を繰返すの傾あるは却つて児童の注意を散漫ならしむるの弊に陥るべし」「大切の初学年を受持たしめざるを得ざりしを深く遺憾とす」(67号: 26) など、初学年担任としての適否が辛辣に批評されている。こうした記事も、教員たちの中に一定の「初学年の教師像」を定着させるべく働いたであろう。

3.3 初学年の保護者

新たに作り出されたカテゴリーは、初学年児童と初学年の教師にとどまらない。それらを追うようにして、初学年児童の両親もまた特別な働きかけの対象として見出されたのである。家庭向けの育児書、教育書に、入学にあたっての注意が特筆されるのがその証左といえる。

その早い例が、家政、家庭教育に多くの著作がある的場銈之助編『家庭の教育』(1904) である。この中には「就学につきての注意」として、6歳に達していても未だ就学すべきほどに心身の発達していない者に対し、「心力体質に、超えたる無理なる勉学を強ふる時は…愉快に活発なるべき幼小の時代を、空しく過ごすに至らしむ」として、「心身の発育が就学せしむるに適せるや否や」を熟慮せよと説かれている。つまり、学齢に達した子どもの保護者には、我が子の発育が就学に適するか否かの判断が求められるのである。

また、「入学後の注意」では、子女が学校に入るとはじめはわずかな授業時間で遊びごとのよ

うだが、昨日まで家庭にあって思うがままにふるまい、間食もとっていたのが、「四十分時間もその以上も、椅子に腰うちかけて、規則たゞしき授業に心身を委することなれば、子女その人にしてはむしろ束縛せられしが如くにおもふるべし、さればその労たるもの果して幾何なるべきや」と慮り、身体に健康に注意が必要だと述べる(的場1904:179-180)。具体的には、食物、睡眠、休養の3点が挙げられ、帰宅後は労働をさせず、運動させて十分に精神を安養するなどの具体的内容が示される。

こうした注意は、すでに1880年代から言われ始めていた学校衛生が、1890年代に衛生学者・小児科医であった三島通良の活動と著作等により発展し、三島の博士論文「日本健体小児ノ發育論」(1902)が書かれた時期ならではの内容である。とりわけ、児童一般への注意ではなく、入学直後に特化した注意が記述されているのは重要である。「初学年」の言葉は用いていないものの、保護者に新入学児童への特別な配慮を説き、初学年の保護者としての自覚を促すのである。

服部乙次郎が「平素父兄懇談会に講述せしものを集めて」著した『小学児童おやの務』(1908)の第一章は「しつけ方」であり、その第一節は「入学の始め、生活の大変化」から始まる。日露戦争後らしい雰囲気を感じさせる以下の文では、家庭に対し児童を学校生活に慣れさせるための協力を求めており、この後には23節から成る細かなしつけの項目が並ぶ。

学校に入るや、其生活は家庭とは大に変わつて、共同生活の範囲は広く、其取り扱ひは、万事に公平に、平等的に、一定の仕事させ一挙一動規律を守らせ、秩序を正させる。かように大変化にして、しかも此学校生活は他日世の中の競争はげしき活社会に出で、能く難儀に打ち勝ち、優勝の位置に進み、父母の家を継ぎ、子孫の繁昌を増さしむる苗場であるから、児童を励まし、この大変化に屈せず、いよいよ進んで学校生活に慣れさせ、喜んで通学する様、手引きを与へられたいものである。(服部1908:2-3)

なお、同書には入学の手続が以下のように記されている。「東京府下では其年四月一日に満六歳以上に達して始めて入学するものは一月三十一日までに市では区役所町村では町村役場より四月一日に何学校へ就学すべき旨の通知書が来るから其通知書の日の午前第八時に指定の学校へ子供を連れて行くのである」(服部1908:137)。入学をめぐる行政は、前述した1880年代の状況から大きく変化し、入学の日時も入学先も役所の指示に従うようになっていたことがわかる。

入学式当日には、初学年保護者を集めての説明が行われる。たとえば、最重要とされるのが①体育を第一とすべきこと、②家庭教授などは決して為すまじきこと(特に琴や三味線)、③訓練方針は学校と一致せられたきことであり、他にも「学習用具及手拭、鼻紙雑巾を毎日持たせられたきこと／金銭及不要の品物は学校へ携帯させぬこと／児童の携帯品には必ず姓名を書くか、札をつけるかせられたきこと、下駄靴などにも何か印をつけられたきこと／折々学校を參觀せられたきこと／児童の悪癖及心身の異常等は可成学校へ申出でられたきこと／学校への往復の途中に付てよく注意を与えられたきこと／不時の風雨等の際には必ず迎への人を遣はされたきこと」が挙げられている(竹下1910:137-139)。

新入学児童に兄姉がいる場合など、保護者によっては必ずしも新たな知識ではないだろうが、これらは他の学年の保護者には、特に問題が生じない限り説明されない内容である。その説明を、まとめて講話され謹聴を求められる存在が初学年の保護者なのである。

4. 「初学年」の取扱と初学年児童の調査

4.1 入学当初の取扱

それでは、こうして登場した「初学年の教師」による「初学年」の取扱には、どういった特徴があるのだろうか。端的に言えば、いかに早く学校に慣れさせ、学校でのふるまいを身に付けさせるかが問われている。しかも、大半の子どもが幼稚園を経ず、家庭生活から初めて集団生活を経験するため、可能な限り「学校と家庭との移り目が円満に行はれて、児童は大なる変化を受くる事なく、漸次学校の規律的な生活に慣れる」(蛭田1912: 32、傍点原文) ための工夫が求められる。初学年の取扱を述べた文献の中で、最も詳細に記述されるのが入学直後の導き方であり、まさに初期学校的社会化ともいべき実践の方法である。

前掲の横山(1901)にも、最初の2日ほどは通常の授業ではなく「教授訓練の準備」に特化した内容を扱うよう示されていた。この入学直後の扱いを徹底したのが、大阪府師範学校附属小学校の修身科教授細目「尋常小学科第一学年入学後の二週間」(1904)である。初日には、3時間の「教授時数」のうちに、「教室及び便所の位置を知らしむること」「便所に行くときの心得」「規律、着席、敬礼の仕方」など7点の「教授事項(躰)」が置かれている。また、2週間を通しての「注意」には、以下5点が挙げられている。

- 一 児童入学当日及び翌日の両日は他教科に関することを省き専ら躰方に力を用ゐんことを要す
- 二 児童入学当初の二週間は時間割の制によらず毎日午前中の授業とし休憩時間を多くし教室内に於ける動作は毎時二三分間に止むべし
- 三 入学後第一週の間は日朝の会集を廃し適宜の場所に於て整列すべし
- 四 躰として特に課したるは児童をして家庭に於ける状態より学校に移る急変を避けんためなればその授くる事項につきては極めて大要に止むべし
- 五 前日に授けしことは後日必ず訓練すべきは勿論なれど偶発事項を適宜指摘して訓戒を加へんことに重きを置かんことを要す (大阪府師範学校附属小学校編1904: 7-8)

初学年の取扱について記述されたものは、いずれも入学初日から数日ないし10日間ほどの指導内容と指導方法を、実践に即して事細かに伝えている。また、指導事項を列挙するだけでなく、「朝から特別に運動場で第二学年生に唱歌遊戯の練習をさせて置く。保護者に伴はれて当校する児童を運動場へ椅子を出して見物させ、人の揃ふのを待たせる」(竹下1910: 139-140)といった、新入生を迎える配慮も示される。初めての学校で、泣く子どもも珍しくなかったのか、「如何にしてこの不自然な緊張を避くべきか、如何にして恐怖の念を去るべきか、これ新入児童取扱に関する先決問題也」(三浦1912: 3-34)とし、児童と共に遊戯することや、絵や日の丸の小旗を与えるなどの方策も編み出されている。次の引用は、入学2日目の指導を述べた一節であるが、こうした具体的説明は、教師の実用的手引きとして重宝されたと思われる。

課業の始まる前に便所へ行きたいものは行かせて置く。課業の始まりには、先づ校長の名を教へ、次に担任教師の名を復習させ、次に各自の姓名を云はせる。「ミイちゃんの苗字

は何といひますか、名は何といひますか、苗字と名を続けて云つてごらんさい」と云ふ風にして各自の名を名乗らせ、次にお隣同志の姓名を記憶させる。(竹下1910:143)

入学直後の取扱は、「殆ど学校生活の種々な躰け^ま面倒を見る事に費される」(国民教育研究会編1910:40)ものの、教授法書では修身科の内容として記される。このうち、佐々木吉三郎の『修身教授法集成』では、最初の一二週間を「実に混沌たる時期」と評し、「先づ第一に、共同といふことをしらしむること」が重要だとする。さらに、「早く授け置けば、夫れだけ便利が多いという事項について直観的に授くるのが至当」で、とりわけ「一二日の間は、児童に、学用品等は携帯せしめぬ方がよい……先づ着のみ着のまゝの児童を収容し、日を遂ふて馴らすという方法を講ぜねばならない」(佐々木1906:459-460)とされる。混乱を避けるためには身一つで登校することから始めるという易から難への徹底した順序性と、入学前に用意されている学用品や予備的な知識を「剝奪」し、周囲と揃った状態でスタートさせようとするのは、それが「共同といふことをしらしむる」第一歩となるからであろう。

こうした入学直後の指導に加えて記述されるようになるのが、入学式以前に教師が行うべき準備である。児童教育研究会会長の大川義行と東京府板橋小学校長の福田貞吉が著した『初学年児童取扱法』では、14ページに亘ってその準備が記されている。それは、担任教師の心構えにつながる「一般的準備」、就学督励を含む就学者の確定、「担任教師の調査事項」と入学式に向けての準備からなる(大川・福田1909:39-52)。

大川らの示す「担任教師の調査事項」は、「イ、土地の情況(人情風俗習慣言語)／ロ、児童の通学区域道路の遠近及び広狭善悪等／ハ、保護者の職業別／ニ、担任せんとする学級種別及員数／ホ、収容すべき教室の確定及び整頓／ヘ、下駄棚傘棚帽子掛場の整頓／ト、入学式の準備」と多岐に亘る。イ、ロについては、児童の居住地に赴いて調査することが想定されていた可能性もある。入学式の準備では、受付係、接待係、設備係の仕事内容、保護者に配布する印刷物(個性問合書、児童取扱保護者心得、学用品費概算表、傘用名札の4点)について、具体的に示されている。年度末に卒業式を挙げてから間を空けず、教員の異動もある中で、初学年児童を迎える学校、特にその担任となる教師には、周到な準備が求められるようになったのである。

4.2 初学年児童に関する調査

大川・福田(1909)は、入学式当日に保護者へ配布すべき印刷物の一つに、「個性問合書」を挙げていた。これは、学校が保護者に「児童訓練上左記の事項を参考のため詳細承り度候間何卒御腹藏なく左の各項欄下に御記入の上来る何日までに御回報相煩し度此段御依頼候也」と依頼する文書で、以下の項目の記入を求めている。

- (1) 家族に関して：家族職業の委細、父母の年齢、児童との関係(実父子養父子等)、祖父母の有無及児童と同居しをらるるや否や、伯叔父母兄弟姉妹別々の人数及其日常の業務、僕婢備人等の員数
 - (2) 家庭に関して：家庭の御状況(家庭に於ける躰方)、御住所近傍の状況、児童の性質(其の長所及短所)、入学児童の状況(幼稚園家庭等にありし状況にて訓練上参考となるべき点)、生来以後身体の状況等
- (大川・福田1909:45-47)

ここでは、「児童訓練上の参考」としか記されていないが、こうした「個性問合書」はなぜ配布されるようになったのだろうか。「個性」を記録する表簿の成立についてはすでに他で詳述したが(有本2012、2016)、学籍簿に「品行性質」¹⁰欄が置かれたのを端緒に、修身科の筆記または口述試験を補うものとして「性質品評表」が提唱され(若林・白井1884:7)、後に「操行査定」のための資料として児童に関する情報を詳細に記録する表簿が発展した。それが「児童ノ個性ニ対スル処置」(岡本1896:341)を適切に行うための監査として位置づけられるに至り、明治終期には「個性調査簿」¹¹が普及するようになった。

この過程で、児童の体質、挙止、言語、性質などといった学校で観察される事象だけでなく、保護者職業、父母の年齢、兄弟姉妹、生活程度、信教、家風、近隣の状況をはじめとする家族や家庭の状況も調査と記入の対象に組み入れられて行った。家庭までが調査対象となったのは、1891(M24)年「小学校教則大綱ノ件説明」にある「各児童ノ心性、行為、言語、習慣、偏癖等ヲ記載シ道徳訓練上ノ参考ニ供シ之ニ加フルニ学校ト家庭ト気脉ヲ通スルノ方法ヲ設ケ相提携シテ児童教育ノ功ヲ奏センコトヲ望ム」という文言に端を発する。これを受けて学校は家庭との協力関係を取り結ぼうとし、1890年代半ばには「家庭との連絡」が教育界の重要なキーワードとなった。また、児童の個性を知るには、遺伝と環境の原因たる家庭を知らねばならないとして、家庭調査や家庭訪問が行われるようになったのである(有本2014)。

先に挙げた問合書の項目とは異なる形で、家庭への質問がなされる例もある。たとえば、東京女子高等師範学校の「初学年児童調査表」では、「平素特ニ児童ノ為ニ衛生上注意セラルル事項」として、「生後母乳ノミニテ育テマシタカノ生後大患ニ罹ツタコトハアリマセンカノ常ニ罹リ易イ病氣ハアリマセンカノ遊戯運動ナドノ種類、相手、場所等ハ如何デスカノ日々ノ食事ニテ食物ノ分量ハ多イ方デスカ少イ方デスカ」など17の質問に答える形をとっている。こうした調査は、「児童の教育上の参考」として活用するために、「早くしらべて置かねばならぬ」(大元1912:27-28)こととされ、実施された。

一方、初学年の教師は保護者に問合書を配布するだけでなく、児童を受け入れた直後から自らさまざまな調査を行っていた。それは、「児童の発達程度に不相应な事を教へるのは無理である。七八歳の児童に始めから大学や中庸などを教へた旧時の教育は間違いであって、「児童の個性とか、其の思想界とか、その感情欲望とかを知悉して置かなければならぬ事である。特に、始めて学校の門戸に入つて来た所の新入児童に対しては一層その必要がある」(国民教育研究会編1910:44-45)からである。

従って、入学時の児童を知悉するための多様な調査が行われることになる。浅草尋常高等小学校では、「児童入学の当初に於て其以前に有せるところの心身の状態如何を考査し、以て教師の参考に供し、併せて教授の出発点となすが如きは従来世上一般に行はるゝ所にして、敢て珍しき方法には非れども」と断りつつ、調査の集計結果を公開している。項目は、自己の姓名、父母の姓名、自己の年齢、自家の営業、住所が言えるかどうか、いくつまで数えられるか、数字と仮名がどの程度読めるか、もっとも面白いと思うものは何か、五官の働きはどうかである(『日本之小学教師』1904第6巻67号:23-25)。

これらを確認めるにも、集団で調査を行ったり、筆記させることができない1年生から聞き出すのは容易ではない。能力調査にあたり「職員全部の力を借りて、国語、算術の二科目に就て新入学児童一人一人につき精密に質す」(蛭田1912:32)ようにしたり、放課後に「毎日四五名宛、

なるべく同一部落の児童を残しておいて」(志垣・永田1920:41)¹²一人ずつ調査するといった工夫が必要となる。

また、「体格検査を実施すると同時に、精神上に就きては精神検査をなすことは肝要」であり、「児童の遺伝及び健康の如何といふことにして、是は殊に重きを置くべき」だとするものもあり、それは「教育の可能性に乏しいものは到底之を普通学校に入学せしむるを得ない」(松本1903:44、傍点原文)からとされる。

1897(M30)年の「学生生徒身体検査規程」(文部省訓令第3号)以来、年2回(1904からは年1回)の身体検査が行われるようになっていたが、初学年児童に対しては入学式の翌日など特に速やかに行われた。「身体發育状態、身体各部の機能殊に視覚、聴覚及び発声機の完否。疾病の有無」を確認する身体検査を入学時に行うのは、「發育の非常に不十分なる者は猶予にさせる。疾病に対し適當の処置を初めより為すことを得て伝染を防ぎ且つ父兄に対して直接其の注意を与へ得られる。身体各部の不完全、或は不具等に対して初より注意し得られる」ほか、父母の手を借りるのに都合がよい、組分けに便利といった利点があるという(岸原・広瀬1912:68-69)。

「初学年」が新たなカテゴリーとして出現し、特別な取扱を受ける存在となったのは、心理学者の松本亦太郎がアメリカ留学から帰国(1900)して高等師範学校および女子高等師範学校で教鞭をとり、松本の師である元良勇次郎が東京帝国大学に精神物理実験室(心理学実験場)を開設した(1903)時期と重なる。また、『児童研究』の創刊に表れるように、児童の発達や心理への関心が高まった時期でもある。さらに、「学生生徒身体検査規程」以後、1898(M31)年には勅令第2号「公立学校ニ学校医ヲ置クノ件」で学校医が制度化、「学校伝染病予防及消毒方法」(文部省令第20号)も施行されるなど、学校衛生も重視された。初学年児童が、入学するとまず「躰と調査の対象」として登校することになったのは、そのような時代においてのことである。

5. 予期的社会化の浸透

5.1 学校の行う予期的社会化

ここまで見てきたように、初学年の取扱に関する言説は20世紀の始まりとともに盛んに生み出されるようになった。その内容に、さらに重要な要素が加わるのは、およそ1915年以降のことである。それは、学校が入学前の子どもと保護者に接近し、また、出版メディアが入学前の子どもを持つ保護者を対象に我が子が小学校に入学するまでの準備情報を発する形で行う、「予期的社会化anticipatory socialization」である。この「予期的社会化」概念を提示したマートンは、「人びとがまだ参加しているのではなく、やがて加入しそうな種類の地位や集団にみられる価値や態度を獲得すること」(Merton 訳書1961:349)と説明している。

学校への予期的社会化を述べた早い時期の例として挙げられるのは、高田師範学校訓導の三田村重信が2月下旬に入学予定児童と保護者を集めて行った、現在の体験入学のような機会である。その報告概略は次のようである。控室は掛図、標本等で装飾して児童の好奇心を満足させるようにし、児童を指名点呼して元気よく返事せしめた後、便所に案内して手を洗わせ、講堂で腰掛にかけさせる。「今度来る時は此所で話があるのだから静かに聞くのですよ」と諭してお伽噺を聞かせ、唱歌室では児童の知っていそうな曲を演奏すると、歌い出す者もある。その後廊下で児童が学習する様を見せて控室へ戻り、「今度学校へ来る時からは元気よく来るのですよ」と教

えて、雨具置場下駄置場帽子掛、机等には児童氏名を書いた色紙を貼付して置くと告げ、各自にそれを渡す、という次第である。また、保護者には「なるべく学校に調子を合せ」「学校に何か要求があれば遠慮なく申出で」「家庭に於て復習せしめらるゝことはよいが、先を教へることはよくない」ことなどを説明したという（三田村1911：28）。予習をさせるなどは、他学年の保護者に対してもよく見られる注意であるが、入学時に予習を済ませている児童がいると扱いづらいため、あるいは学習の準備をさせておかなければと心配する親を安心させるため、特に入学前の注意として伝えられたものと思われる。

佐賀県師範学校附属小学校の3人の教員が著した『最新初学年児童教育法』（横尾ほか1915）に示された予期的社会化の方法は、家庭訪問である。家庭訪問は、明治30年前後から取り入れられるようになった「家庭ト気脉ヲ通スルノ方法」のひとつであったが（有本2014）、これを入学予定児童にまで広げて行うのである。「児童を知らずして之を教育するといふこと程危険なことはな」いため個性調査が必要であり、「初学年児童といふ立場から考へると吾人は一層痛切に其の必要を感じ、家庭訪問を「入学前にするのが最も好都合」だとされる。そうすれば、児童の「欠点悪癖」も含め、「其の児童の個性のよつて来たる諸種の外部的原因についても大凡之を窺知することが出来、尚ほ家庭との親和融合をはかり連絡提携を堅うする」ばかりか、「予め児童と親しむことが出来る」からだとして、「身体、性質、知能・経験・好悪、環境、その他観察調査すべき点」が細かく列挙されている（横尾ほか1915：219-225）。

大阪女子師範学校教諭の三橋節が挙げる入学前の準備は、「境遇調査」すなわち「出生地及び現在地、入学前の経歴、父母の有無及び関係、祖父母及び兄弟姉妹の有無及び関係、僕婢の有無、家庭の職業及び宗教の種類、現在及び過去に於ける病気の有無、環境上の特徴」を、「入学するまでに一通り調査して置く」ことである（三橋1918：59）。以前には入学後に行っていた調査を入学前に済ませておき、「児童の境遇を察し、之が影響の如何を按じつゝ、入学せしめたる児童に対して直接其の個性考察を行ふべき」というのである。また、「入学前に適當なる機会に便宜の方法で父兄を集めて入学前の準備のことや入学後の心得等を説き父兄の希望をも聞き……帳簿上ではわからない事を直接聞き質して置く」（三橋1918：60-61）ことも述べられている。

12月半ばに入学児童が決定すると、「一日に十名ずつ呼び出して、身体の發育状態と知的方向では想像力、推理力、思考力、記憶力、統一力等を主として、国語と数学の方面から調べ、尚知覚に関する二三の調査もやってみた。メンタルテスト等も行」い、「子どもに接した時の感じも、参考のために出来るだけ精しく記録した」という例も報告されている（藤井1925：314）。

このメンタルテストというのは知能検査のように記憶力や推理力を問う問題を指しており、当時の有名小学校の中には「入学メンタルテスト」と称する入試を行う学校もあった。そのテスト問題は、「今年度入学児童の入学準備及び在学児童の知能検査の用に供せられることを望みます」（『幼稚園』1933年2月号附録）として、小学館の学習雑誌『セウガク一年生』（1925年創刊）、『幼稚園』（1932年創刊）などにも掲載されるようになる。学校から「先を教えることはよくない」と説明を受ける一方で、少なからぬ保護者は、こうした入学準備や知能検査の情報に接することになった。

5.2 出版メディアによる予期的社会化

学校と出版メディアは、調査や家庭訪問、メンタルテストだけでなく、保護者に向けて小学校

入学までの予期的社会化を進めるさまざまな情報を発信していた。

当時の学校には珍しい取り組みではないかと思われるが、「入学前の取扱」として保護者に対する「家庭教育の指導」に取り組んだ、熊本の公立小学校の例が記録されている。「成るべく毎年参加せしむ」と書かれていることから、父兄会の一環として年一回開催されたのかもしれない。内容は「家庭教育の一般及び育児の方法」であり、徳育上円満なる発達および衛生上健全なる発達を図らしむための「家庭教育」、入浴法や抱き方負い方をはじめとする「育児法」、入学前年度の保護者を対象とする「入学についての諸注意」、さらには「子守教育」にも及ぶ(合志1920:299-302)。対象は在学児童の保護者、入学前年度の保護者と考えられるが、哺乳や離乳法、子守法として「正確なる言語を使用せしむる」「子守歌謡歌は上品なるものを選ぶ」といった項目が含まれ、乳児期からの育て方全般を指導する機会であったと思われる。

家庭向けの教育書は、小池民治・高橋秀太編『家庭教育』(1887)を嚆矢として明治20年代から発行され始めた(有本2014)。その内容は、年を経るにつれて学校教育との連携を強めていき、1904(M37)年には、東京高等師範学校附属小訓導であった加藤末吉の『学校と家庭との連絡』が出版された。加藤はその後も多くの家庭向け教育書を著したが、学校への予期的社会化を主題としたのが『愛児入学前の準備 入学後父兄の用意』(1921)である。

「愛児を有する人々は、子供の入学以後の事ばかりに腐心しないで、先づよろしく入学前の準備に細心の注意を払ふべきであります」というのが、冒頭の一文である。その準備とは、あくまで「学校の仕事に立入らない範囲で子供を教養し愈入学した暁にはすぐと学童として取扱はれても世話のない子どもにしておく事」だという。具体的には、入学の日に「群衆の中で後れをとらない、そして翌日からさつさと、元気よく一人で出掛けて行つて、何の心配も掛けず、また不始末も演じない」ように「仕込んでおかう」というのである(加藤1921:1-4)。新中間層を中心とする「教育する家族」に向けて書かれた本とはいえ、入学願の代書を依頼してもよいと説いた1880年代の教育書からの懸隔は大きい。

保護者には、学校に適合的でありながら学校の仕事に立入らない子育ての範囲を見定めることが求められたわけである。この、一方で限りなく学校に適應する入学準備を求めつつ、他方で学校教育の先回りや侵害を戒めるというアンビバレントな要請が、家庭向け教育書の基調をなしていく。そして、入学に向けて家庭で行う準備は、「学校と家庭と両方で歩み寄る(市川1924:180)」というスローガンの下に、一層の周到さを要求される。

たとえば、「一月頃から家庭と学校の間を往復させて、学校に行く時分に疲れないように足馴らし」をさせ、「自分で自分の事を始末する練習」が求められる。靴の脱ぎ履きも「出来るといふだけではいけぬ、早く出来るやうでなければならぬ」。それができなければ、児童は入学当初から「神経衰弱」を起こすとされる(市川1924:181-182)。このような知識を得た保護者は、入学準備の不足を恐れ、予期的社会化に励むことになっただろう。

勉強も無闇にさせるのではなく、「家庭に於ては学校でできないこと」、つまり学校では不十分な実験実習を重視して実物を観察することが勧められる。「親子子供と一緒に勉強すること」、「どこまでも親が子どもの間違を正すだけの素養」をもつことも求められる。しかも、「日常の談笑の間に復習」させるのである(市川1924:184-186)。

親の素養まで問われることになった入学への備えは、早教育への関心も手伝って、ある夫婦が「天賦の豊かな子供を産みたい」と願うところから書き起こし、妊娠した時が「既に教育の出発

点」として、「胎内教育」より「各教科教授の第一歩」までを説く物語風の教育書『入学までに施す愛児の教育』（大和1925）をも生み出すことになった。子どもは、生まれる以前から学校に適合すべく育てられ、学校教育をめざした家庭教育を施される存在になったのである。

6. おわりに

明治期・大正期は、近代学校教育の開始と浸透という点から見て、極めて大きな変化を経験した時代である。50年余りの間に、当初は学校という意味空間が理解されないばかりか、学校襲撃事件も多発した時期から、貧困や病弱・障害などにより就学猶予・免除となった子どもを除いたほぼすべての学齢児童が就学し、そのほとんどが小学校卒業まで継続して学校に通うようになるまでを含んでいる。学校はその時々々に新参者をどういう存在として捉え、処遇してきたのか。本稿の関心はそこにあった。

小学校1年生という特別な時期の児童に焦点化することで見えてきたのは、教師や保護者、教育行政、出版メディアの変化である。1900年代に入ると、「白紙」であるがゆえに特別な取扱を要する、最も重要な過渡期にある「初学年」という新たなカテゴリーが作られた。それに伴い、初学年の教師と初学年の保護者にスポットが当たり、彼らに向けた言説が多く生み出されていった。そして、大正期末までには、入学前の予期的社会化を働きかける言説が世に溢れるようになったのである。

新入学児童のほぼすべてが保育園・幼稚園を経て入学する現在、学校的社会化は幼保でもごく当然のように推進されている。入園したての幼児たちを集めた保育室で展開される相互行為は、100年前の小学1年生の教室で展開されたそれと、本質的な差はないように思える。また、入学前に行われる新入学児童保護者説明会での配布資料を見ても、テレビやゲーム等への注意が加わり、わかりやすい写真による解説も見られるようになったとはいえ、入学にあたっての注意の基本は本稿で見た大正期の資料と変わっていない。むしろ、初学年に対する特別な取扱が体系的に論じられるようになってから120年もの間、連綿と彼らに対する特別な実践の必要性が繰り返され、徹底と洗練と早期化の度合いを深めているように見える。また、現代では学校と保護者のみならず、さまざまな子育てのエージェントが子どもの24時間を見守り、取り巻いている。それらのエージェントが学校的社会化から無縁であるはずがない。

バーガーとluckmannはいう。二人の人間の共通した生活のなかで生まれた萌芽的な制度（ルーティーン）は、第三者（たとえば子ども）やそれ以外の人間へ引継がれると、〈これが物事のしきたりというものだ〉となり、とくにこの世界への社会化過程の初期段階にある子どもたちにとっては、「すでに与えられており、変革のしようがなく、自明のものとしてあらわれる」（Berger and Luckmann 訳書2003：90-92）と。そしてさらに、このようにも主張される。

さまざまな制度が歴史化され、客観化されていくにしたがって、社会統制の特殊な規制の発達が必要になってくる。というのも、ひとたび制度が、それが発生してきた具体的な社会過程でのその本来の意味連関から独立した現実になってしまうと、制度的に〈プログラム化された〉行為手順からの逸脱が起りやすくなるからである。……新しい世代は制度の遵守という問題を引き起こし、制度的秩序への彼らの社会化にはさまざまな制裁措置の確立が

必要になる。……状況に関する制度上の定義の優位性は、定義の手直しを企てる個人の試みを抑制し、終始一貫維持されなければならない。子どもたちには〈振舞の仕方を教え〉ねばならず、一度教えれば〈手順を守らせ〉なければならない。

(Berger and Luckmann 訳書 2003 : 96-97)

こうして、現代の6歳児たちは、120年かけて作り上げられてきた「小学校1年生になること」を生きている。彼ら自身の生を受けてからの時間は短くとも、彼らは「歴史的身体」を生きている。その中で、小学校1年生という「制度」を受け入れたり、定義の手直し（制度の観点からすれば、それは「逸脱」と呼ばれる）を企てたりしながら、子育てのエージェントたちから振舞の仕方を教えられる。だが、そのエージェントもまた、「それが発生してきた具体的な社会過程でのその本来の意味連関」など気にも止めないまま、同じようにして小学校1年生になってきたのではなかったか。

そう思い致すとき、社会化、就中学校的社会化とは何かを問うには歴史的考察が不可欠であるということが理解できよう。そしてまた、学校的社会化の歴史を踏まえることができれば、私たちが、私たちの社会への新規参入者たる子どもたちに何を期待し、要求しているのかを捉え返すことにもつながるだろう。

* 本稿は、2018年度～2022年度科学研究費補助金（基盤研究（B））「学校的社会化の理論的・経験的研究—「児童になる」論理と実践の教育社会学的探究」（18H00990、研究代表者：北澤毅）、および、2017年度～2021年度科学研究費補助金（基盤研究（C））「『個性』の成立と言説編成に関する歴史社会学—『個性調査』をめぐるポリティクス」（17K04712、研究代表者：有本真紀）に基づく研究成果の一部である。

【注】

- 1 こうした「児童になる」過程を明らかにするために、北澤毅を代表者とする「学校的社会化科研」共同研究グループでは、幼稚園・保育園・小学校での相互行為を観察する調査を積み重ねている。また、「学校的社会化」にかかわる歴史的事象のうち、教師による賞罰や児童の個性を記録する実践などを中心として、それらが成立し、運用されてきた歴史的経緯にも注目してきた。さらには、現代の教育問題とされる発達障害、いじめを「学校的社会化」のネガティブな一側面、同概念を逆照射する事態として捉え、発達障害をめぐる教育実践、「いじめ問題」の解説にも継続的に取り組んでいる（e.g.北澤編2013）。これらの「学校的社会化」研究は、具体的には以下3つの研究課題をさす。2010-2012年度基盤研究（C）「学校的社会化の現状と歴史に関する研究：〈児童の成立〉の解明に向けて」、2013-2017年度基盤研究（B）「学校的社会化の現代的課題に関する総合的研究：〈子ども理解〉の制度化に着目して」、2018-2022年度基盤研究（B）「学校的社会化の理論的・経験的研究：『児童になる』論理と実践の教育社会学的探究」である。
- 2 本稿では、これらの問題や逸脱現象の実態、原因、対策などには触れない。
- 3 IRE連鎖（Initiation-Reply-Evaluation sequence）は、ミーハンが提示した、教室における教師と生徒の会話の基本構造である（Mehan 1979 : 54）。
- 4 粕谷圭佑は、学校的社会化研究のうち、主に教師-児童間のやり取りを対象とした経験的研究についてコンパクトにレビューしている（粕谷2018 : 241-242）。
- 5 入学後4～5か月で「府庁より御賞状をも戴く」というのは、当時の小学校ではおよそ半年に一度の進級試験が行われ、及第すれば「下等小学第八級卒業候事」と書かれた卒業証書を授与されたこ

- とを指している。
- 6 しかし、「半箇年ヲ以テ一学級トセントスルトキハ事由ヲ具シテ文部卿ノ認可ヲ經ヘシ」と但書きが付き、また同達第17号において、「私立小学校ニ於テハ修業期限一箇年若クハ半箇年ト定メ府知事県令ノ認可」を得ることとされた。
 - 7 濱名(1983)によれば、1895年の時点で4年制尋常小のうち何らかの形で複式編制をとっている学校が80.8%、そのうち単級学校が35.7%、3年制尋常小では単級学校が78.3%を占めていた(p.150)。
 - 8 小学校での4月始まり学年度は、東京府や長野県では明治20年度から実施されていた。中等以上の教育機関で最初に4月始まり学年度としたのは東京高等師範学校で、1887(M21)年からであった。高等教育機関ではその後も9月始まりが続いたため、高等学校進学希望者は中学校卒業後の数か月を受験準備に費やした。なお、最後まで9月始まりの学年度を採用していた東京大学が4月始まりとなったのは、1921(大正11)年であった(佐藤2005、pp.103-113)。
 - 9 「タブラ・ラサ説」は、ジョン・ロックの思想として1890年代には日本の教育界に受容されていた。
 - 10 1881(M14)年4月30日付文部省達第10号府県達「学事表簿取調心得」に示された「甲号第一式生徒学籍簿」が初出とみられる。
 - 11 名称は「児童観察簿」「児童訓練簿」「個性観察簿」「人別表」など、地域や学校によって多様である。
 - 12 志垣寛・永田与三郎による『尋一の教育』(1920)は、「尋常小学一年生」を略した「尋一」が書名に含まれる最初の本である。「尋一」「尋三」など学年を表す略語は、教授細目や教材を示す際、学校内の書類では1900年以前から日常的に使用されていたが、ここに至って書名に採用されるほど浸透したものと解される。1920年代以降は、「初学年」よりも「尋一」のほうが一般的に使われた。

【文献】

- 有本真紀2012「明治期学校表簿にみる児童理解実践—『個性調査簿』の成立過程」『立教大学教育学科研究年報』第55号、pp.5-26
- 有本真紀2014「日本近代における〈家庭の学校化〉I 家庭の管理装置としての学校教育—明治期・大正期における『学校と家庭との連絡』」『立教大学教育学科研究年報』第57号、pp.5-26
- 有本真紀2016「『個性調査簿』による児童理解実践の様相—昭和初期以前の一次史料の検討—」『立教大学教育学科研究年報』第59号、pp.75-100
- 石黒広昭2016『子どもたちは教室で何を学ぶのか—教育実践論から学習実践論へ』東京大学出版会
- 小川三夫2011『棟梁』文藝春秋社
- 小野奈生子2018「園児から1年生への『飛躍』としての社会化」北澤毅・間山広朗編『教師のメソドロジー—社会的に教育実践を創るために』北樹出版、pp.17-29
- 樫村勝著・茨城県教育会編1980『茨城県教育史』上、常陸書房
- 粕谷圭佑2018「児童の振る舞いの観察可能性—『お説教』の協働算出をめぐる相互行為分析」『教育社会学研究』第102集、pp.239-258
- 北澤毅2010「『学校的社会化』研究方法論ノート—『社会化』概念の考察」『立教大学教育学科研究年報』第54集、pp.5-17
- 北澤毅編2013『学校的社会化の現状と歴史に関する研究—〈児童の成立〉の解明に向けて』平成22年度～24年度科学研究費補助金基盤研究(C)研究報告書
- 佐藤秀夫2005『教育の文化史2 学校の文化』阿吽社
- 鶴田真紀2018「『児童になること』と拳手ルール」北澤毅・間山広朗編『教師のメソドロジー—社会的に教育実践を創るために』北樹出版、pp.30-41
- 濱名陽子1983「わが国における『学級制』の成立と学級の実態の変化に関する研究」『教育社会学研究』第38集、pp.146-157
- Berger, P.L., and Luckmann T., 1966, *The Social Construction of Reality*, New York: Anchor. (=2003 山口節郎訳『現実の社会的構成—知識社会学論考』(新版)新曜社)
- Hacking, I., 1999, *The Social Construction of What?* Harvard University Press. (=2006 出口康夫・久米暁訳『何が社会的に構成されるのか』岩波書店)
- Mehan, H., 1979, *Learning Lessons: Social Organization in the Classroom*, Harvard University Press.
- Merton, R.K., 1949, *Social Theory and Social Structure: Toward the Codification of Theory and Research*, Free Press. (=1961 森東吾他訳『社会理論と社会構造』みすず書房)

【資料】

- 池上誠 1904 「小学校の初学年に於ける教授の実際」『日本之小学教師』第6巻65号、pp.41-48
- 石崎政汎 1888 『小学生徒必携学問の仕方』普通教育社
- 市川源三 1924 『家庭教育』児童保護研究会
- 大川義行・福田貞吉 1909 『実験教育 初学年児童取扱法』広文堂
- 大川義行 1910 『初学年を主とする大教授法』広文堂
- 大阪府師範学校附属小学校編 1904 『小学校教授細目前期』宝文館
- 大元茂一郎 1912 『尋常小学初学年教授法』目黒書店
- 岡部喜武郎 1881 『父母心得草』
- 加藤末吉 1906 『学校と家庭との連絡』育成会営業部
- 加藤末吉 1921 『愛児入学前の用意 入学後父兄の用意』（我が子の躰方叢書第5編）実業之日本社
- 金山禎吾編 1879 『日用新編諸証文雛形』時習舎
- 岸原徳四郎・広瀬佐平 1912 『初学年教育の実際』宝文館
- 日下部三之介編 1896 『日本帝国小学校統理法』教育書院
- 小池民次・高橋秀太編 1887 『家庭教育』金港堂
- 合志三平 1920 「入学及び入学当初の取扱」熊本県女子師範学校附属小学校編『熊本県小学校初学年教育協議事項』園田行喜、pp.299-312.
- 国民教育研究会 編 1910 『尋常小学修身教授真髓 卷一 第一学年用』啓成社
- 堺栄之介 1905 『初学年児童の教授訓練』育成会
- 佐々木吉三郎 1906 『修身教授法集成』同文館
- 志垣寛・永田与三郎 1920 『尋一の教育』弘道館
- 鈴木新一郎 1902 『小学校初学年児童教育』金港堂
- 竹下和治 1910 『初学年教育の経験及理想』昭文堂
- 服部乙次郎 1908 『小学児童おやの務』宝文館
- 蛭田太一郎 1912 「第一学年の初期に就て」『日本之小学教師』第14巻159号、pp.32-33
- 藤井利喜雄 1925 『低学年教育の新研究』（成城小学校研究叢書第13編）文化書房
- 横山栄次 1901 『小学校ノ初学年』同文館
- 松本孝次郎 1903 「新入学生徒に関する教育上の注意」『児童研究』第6巻5号、pp.41-48
- 的場銚之助編 1904 『家庭の教育』（家庭全書第12編）尚文堂
- 三浦忠太郎 1912 「新入児童の取扱」『日本之小学教師』第14巻第159号、pp.33-38
- 三田村重信 1911 「入学式前後に於ける初学年児童の取扱」『日本之小学教師』第13巻147号、pp.28-31
- 三橋節 1918 『女教師の為に』隆文館
- 安場正房 1875 『小学授業要論』雄風館
- 大和喜栄 1925 『入学までに施す愛児の教育』教育研究会
- 横尾繁六・久原忠太・岡房吉 1915 『最新初学年児童教育法』興成館書店
- 「各小学校初学年教育の実際」1904 『日本之小学教師』第6巻66号（M37.6）pp.23-27、67号（M37.7）pp.23-28、68号（M37.8）pp.23-27
- 「入学の日と児童」1899 『児童研究』第1巻6号、p.39
- 「幼年級の教師」1904 『日本之小学教師』第6巻65号、pp.48-50